

男鹿市規則第2号

男鹿市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

男鹿市営住宅条例施行規則（平成17年規則第145号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第3条の2 条例第6条第1号アに規定する規則に定める場合は、入居者が次の各号のいずれかに該当する者である場合とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p><u>(10) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（胎児を含む。）がいる場合。</u></p> <p><u>(11) 夫婦のみの世帯であり、かつ、入居者及び配偶者がいずれも39歳以下である場合。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第3条の2 条例第6条第1号アに規定する規則に定める場合は、入居者が次の各号のいずれかに該当する者である場合とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p><u>(10) 同居者が小学校就学の始期に達するまでの者である場合。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。